

県北地域で養豚業を営む申立会社について、風評被害に伴う肉豚価格下落による損害として、原発事故前の肉豚1頭の販売価格（過去5か年の販売価格のうち最高価格と最低価格を除外した3か年の平均値）と平成23年度における肉豚1頭の販売価格との差額を基準価格差とした上、基準価格差に平成23年度の販売頭数を乗じた額に、原発事故の寄与度として85%を乗じた額が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- ・損害項目 (1) 肉豚販売価格下落による損害
 (2) たい肥売上げ減少による損害
 (3) 本和解仲介に係る弁護士費用

・期 間 自 平成23年3月11日 至 平成24年2月29日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が、5,366,300円であることを認める。

（内訳）

- | | |
|-------------------|------------|
| (1) 肉豚販売価格下落による損害 | 5,100,000円 |
| (2) たい肥売上げ減少による損害 | 110,000円 |
| (3) 本和解仲介に係る弁護士費用 | 156,300円 |

3 支払方法

（省略）

4 清算

申立人と被申立人は、第1項に掲げる損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人及び被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年4月2日

（仲介委員 河井聡）